

外部の労働者等からの公益通報に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（令和4年6月1日消費者庁）の趣旨を踏まえ、外部の労働者等からの公益通報に適切に対応するため、県の機関（知事及び労働委員会をいう。以下同じ。）における取扱手続に関して必要な事項を定め、通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「外部の労働者等」とは、通報対象事実若しくはその他の法令違反等の事実に関する事業者には雇用されている労働者若しくは通報の日前1年以内に当該労働者であった者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者若しくは通報の日前1年以内に当該派遣労働者であった者、当該事業者の取引先の労働者若しくは通報の日前1年以内に当該労働者であった者又は当該事業者の役員のほか、当該事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められるその他の者をいう。

2 この要綱において「受付」とは、県の機関が、外部の労働者等からの通報又は通報に関連する相談（以下「公益通報等」という。）を受けることをいう。

3 この要綱において「受理」とは、外部の労働者等からの通報について、県の機関が調査又は法令に基づく措置その他適当な措置をとる必要があるものとして受け付けることをいう。

4 この要綱において「所管課等」とは、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を所管する課等をいう。

(通報相談窓口)

第3条 公益通報等の受付窓口（以下「通報相談窓口」という。）を総務部行政経営課に置く。ただし、通報相談窓口を経由せずに所管課等に対してなされた公益通報等については、所管課等において受付をすることを妨げない。

2 通報相談窓口を経由せずに所管課等以外の課等に公益通報等がなされたときは、当該公益通報等を受けた課等は、通報相談窓口にて事務を引き継ぐものとする。

(受付手続)

第4条 通報相談窓口は、通報を受け付けたときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、公益通報受付票（様式第1号）に従い、通報の内容となる事実等を把握するとともに、通報に関する秘密は保持されること、個人情報保護されること、通報受付後の手続の流れ等を、通報者に対し説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

2 通報相談窓口は、通報内容となる事実について、県の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないときは、当該権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示する。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 3 通報相談窓口は、書面、電子メール等その他の通報者が通報の到達を確認できない方法によって通報が行われた場合には、遅滞なく通報者に対して通報を受け付けた旨を通知するよう努める。この場合においては、第1項ただし書の規定を準用する。
- 4 通報相談窓口は、第1項の規定による受付後遅滞なく、所管課等に対し、公益通報受付票（様式第1号）を送付する。
- 5 通報相談窓口は、匿名による通報については、可能な限り、実名による通報と同様の取扱いを行うよう努める。
- 6 第1項から第3項まで及び前項の規定は、通報に関連する相談を受け付けたときに準用する。

（所管課等における事実の確認等）

- 第5条 所管課等は、通報相談窓口から前条第4項の規定による公益通報受付票（様式第1号）の送付があったとき又は通報相談窓口を経由せずに公益通報を受け付けたときは、通報者に対し、当該公益通報に係る通報対象事実の詳細その他必要な事項の確認を行うものとする。
- 2 通報相談窓口を経由せずに、所管課等が受け付けた公益通報については、所管課等が前条第1項から第3項まで及び第5項に規定する事務を行うものとする。この場合において、所管課等は当該公益通報の内容について、公益通報受付票（様式第1号）により、通報相談窓口に報告するものとする。

（通報の受理）

- 第6条 所管課等は、前条第1項の規定による確認を行った結果、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、通報を受理するものとする。
- (1) 法第2条第1項に定める公益通報に該当しないことが明らかなもの
 - (2) 内容が著しく不分明なもの
 - (3) 内容が事実でないことが明らかなもの
 - (4) 調査又は法令に基づく措置その他適当な措置をとる必要がないもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公益通報として受理することが不適當であるもの
- 2 所管課等は、前号各号のいずれかに該当することにより受理しなかった通報については、これを情報提供として受け付けるものとする。
 - 3 所管課等は、第1項の規定により通報を受理したときは受理した旨を、同項各号のいずれかに該当することにより通報を受理しないときは受理しない旨及びその理由を、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。この場合においては、第4条第1項ただし書の規定を準用する。
 - 4 所管課等は、通報を受理した後において、通報に係る通報対象事実について、県の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないことが明らかになったときは、当該権限を有する行政機関を、通報者に対し、遅滞なく教示するものとする。この場合においては、第4条第1項の規定を準用する。

（調査の実施）

- 第7条 所管課等は、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報保護のため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方

法で調査を行うものとする。

- 2 所管課等は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、調査の進捗状況について、通報者に対し、適宜通知するとともに、調査結果を遅滞なく取りまとめ、通知するものとする。この場合においては、第4条第1項の規定を準用する。

(調査結果に基づく措置等)

第8条 所管課等は、調査の結果、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置（以下「措置」という。）をとるものとする。

- 2 所管課等は、措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。この場合においては、第4条第1項の規定を準用する。
- 3 所管課等は、対応が終了したときは、その内容について、公益通報処理報告票（様式第2号）により、通報相談窓口に報告するものとする。
- 4 所管課等は、通報対応に関して通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）から意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。
- 5 所管課等は、通報対応の終了後においても、通報者からの相談等に適切に対応するとともに、通報者が、通報したことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者保護に係る必要なフォローアップを行うよう努めるものとする。

(他の行政機関との協力)

第9条 所管課等は、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

- 2 所管課等は、通報対象事実又はその他の法令違反の事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、連携して調査を行い、措置をとるなど、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第10条 通報又は相談への対応に関与した者（通報又は相談への対応に付随する職務等を通じて、通報又は相談に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報又は相談に関する秘密を漏らしてはならない。

- 2 通報又は相談への対応に関与した者は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 通報又は相談への対応に関与する者は、次に掲げる事項について特に十分な措置をとらなければならない。
 - (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
 - (2) 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。

以下同じ。)については、調査等の対象となる事業者に対して開示しないこと（通報対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。

- (3) 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。
- (4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的、情報の範囲及び当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明すること。
- (5) 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等本人も情報管理に十分留意すべきこと。

(利益相反関係の排除)

- 第11条 県の機関の職員は、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない。
- 2 県の機関は、通報対応の各段階において、その対応に関与する者が当該通報事案に利益相反関係を有していないかどうかを確認するものとする。

(関係事項の公表)

- 第12条 知事は、必要と認める事項を適宜公表する。

(補則)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、公益通報の取扱いに関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- この要綱は、令和2年 3月19日から施行する。
- この要綱は、令和4年 6月 1日から施行する。
- この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。